



県 章

滋賀県公報

平成 18 年 (2006 年)
10 月 11 日
第 2698 号
水 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次 (印は、県例規集に登載するもの)

告 示	
平成 18 年度 2 等陸士、2 等海士および 2 等空士の募集 (自治振興課)	947
定数漁業申請期間 (水産課)	947
刺網漁業および小型機船底びき網漁業の許可の定数の一部改正 (水産課)	948
入札参加者に必要な資格等 (教育総務課)	948
公 告	
滋賀県土地利用基本計画変更公告 (県民生活課)	949
平成 18 年度ふぐ調理師試験実施公告 (生活衛生課)	949
株式会社レックスホースパーク (仮称) 信楽ホースパーク建設事業に係る環境影響評価実施計画書に対する知事の意見の公告 (環境管理課)	950
基本測量実施公告 (監理課)	951
宅地建物取引業者に係る確知公告 (住宅課)	952
振 興 局 等 告 示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の事業所の名称変更の届出 (南部)	952
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定 (南部)	952
振 興 局 等 公 告	
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (南部、東近江)	953
雑 報	
環境影響評価事後調査報告書の縦覧公告	953

告 示

滋賀県告示第 1273 号

自衛隊法施行令 (昭和 29 年 政令第 179 号) 第 114 条、第 117 条第 1 項および第 118 条の規定に基づき、平成 18 年度 2 等陸士、2 等海士および 2 等空士として採用する自衛官の募集について、次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 11 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 募集期間

- (1) 男子 3・4 月採用 (2 次募集) 平成 18 年 10 月 2 日から平成 18 年 12 月 1 日まで
- (2) 男子 3・4 月採用 (3 次募集) 平成 18 年 12 月 3 日から平成 19 年 1 月 26 日まで

2 試験期日

- (1) 男子 3・4 月採用 (2 次募集) 平成 18 年 12 月 2 日
- (2) 男子 3・4 月採用 (3 次募集) 平成 19 年 1 月 27 日

3 試験場の位置および名称 大津市際川一丁目 1 番 1 号 陸上自衛隊大津駐屯地

滋賀県告示第 1274 号

滋賀県漁業調整規則 (昭和 40 年 滋賀県規則 第 6 号) 第 7 条第 2 項の規定に基づき、同規則 第 6 条第 3 号に掲げる漁業の許可申請期間を次のとおり定める。

平成 18 年 10 月 11 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

許可申請期間 平成 18 年 10 月 16 日から平成 18 年 10 月 23 日まで

滋賀県告示 第 1275 号

平成 15 年 滋賀県告示 第 539 号 (刺網漁業および小型機船底びき網漁業の許可の定数) の一部を次のように改正する。
平成 18 年 10 月 11 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

表中「600」を「550」に、「180」を「150」に、「170」を「150」に、「200」を「160」に、「230」を「100」に改める。

付 則

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、表の改正規定 (「600」を「550」に改める部分に限る。) は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

滋賀県告示 第 1276 号

地方自治法施行令 (昭和 22 年 政令第 16 号。以下「施行令」という。) 第 167 条の 5 の規定に基づき、滋賀県立八日市養護学校仮設校舎の賃貸借契約に係る一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格等を次のとおり定める。

平成 18 年 10 月 11 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 申請できる業務種目 滋賀県立八日市養護学校仮設校舎の賃貸借
- 2 申請書類、配布開始時期等
 - (1) 申請書類
 - ア 競争入札参加資格審査申請書
 - イ 営業概要表
 - ウ 法人にあっては、登記事項証明書 (発行後 3 月以内のものに限る。) またはその写し
 - エ 営業経歴書
 - オ 都道府県税および消費税に未納がないことを証する納税証明書 (発行後 1 月以内のものに限る。) またはその写し
 - カ 財務諸表
 - キ 使用印鑑届
 - ク 誓約書
 - ケ 建設業許可証の写し
 - コ 営業所等の長に滋賀県との取引を委任する者にあっては、その委任状
 - サ 6 の (6) および (7) に該当することを証する書類
 - (2) 配布開始時期 平成 18 年 10 月 11 日 (水)
 - (3) 資料等の提出 申請書類を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書類の記載事項を証明する資料等の提出を求められることがある。
- 3 申請書類の受付期間 平成 18 年 10 月 11 日 (水) から平成 18 年 10 月 25 日 (水) まで (土曜日および日曜日を除く。) の 9 時から 16 時 30 分までとする。ただし、申請者が他の時期に申請を希望する場合は、この限りでない。
- 4 申請書類の配布・受付場所 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 〒 520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1
TEL 077 - 528 - 4516
なお、郵送による受付は、行わない。
- 5 申請書類に使用する言語 日本語
- 6 資格要件 一般競争入札に参加することができる者は、次の (1) から (7) までのいずれにも該当する者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものに限る。
 - (1) 施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 都道府県税および消費税に未納がない者であること。
 - (3) 審査基準日 (平成 18 年 7 月 1 日) において、直前 2 営業年度以上の営業実績を有する者であること。
 - (4) 申請書類、資料等に、故意に虚偽の事実を記載した者でないこと。
 - (5) 建設業法 (昭和 24 年 法律第 100 号) 第 3 条第 1 項の規定による建設業の許可を受けている者であること。
 - (6) 学校教育法 (昭和 22 年 法律第 26 号) 第 1 条の規定による学校で、過去 10 年以内に 3,000 平方メートル以上の延べ床面積を有する仮設校舎の建設または賃貸に関する契約実績を有する者であること。
 - (7) 契約締結後、滋賀県の求めに応じて、機動的な対応やサービスの提供ができると認められる者であること。

- 7 資格審査の結果通知等 申請者には、資格審査の結果を一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知するとともに、資格を有すると認められた者については、一般競争入札参加資格者名簿に登録する。
- 8 資格の有効期間 資格を有すると認めた日から当該資格を有すると認めた日の属する年度の翌年度の 3 月 31 日までとする。
- 9 その他 申請書類、資料等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は、返却しない。

公 告

滋賀県土地利用基本計画変更公告

滋賀県土地利用基本計画を次のとおり変更したので、国土利用計画法 (昭和 49 年法律第 92 号) 第 9 条第 14 項において準用する同条第 13 項の規定に基づき公表する。

なお、変更計画図 (変更区域図) は、滋賀県県民文化生活部県民生活課土地対策室ならびに東近江地域振興局および湖北地域振興局の総務振興部地域振興課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成 18 年 10 月 11 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

土地利用基本計画を変更する区域

農業地域のうち、米原市の一部

森林地域のうち、日野町の一部

平成 18 年度ふぐ調理師試験実施公告

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例 (平成 4 年滋賀県条例第 42 号) 第 5 条の規定に基づき、ふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

平成 18 年 10 月 11 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 試験日および科目

(1) 第 1 日目

ア 試験日時 平成 19 年 2 月 14 日 (水) 午後 2 時 15 分から午後 4 時 10 分まで

イ 科目

(ア) 学科試験 衛生法規、食品衛生学およびふぐに関する知識

(イ) 実技試験 ふぐの種類および内臓の識別

(2) 第 2 日目

ア 試験日 平成 19 年 2 月 15 日 (木) 試験時間は、受験票に記載する。

イ 科目 実技試験 ふぐの処理技術

2 試験場所 滋賀県立男女共同参画センター (近江八幡市鷹飼町 80 - 4)

3 受験資格 調理師法 (昭和 33 年法律第 147 号) 第 3 条第 1 項の調理師の免許を受けている者

4 願書の受付期間、受付場所および提出方法

(1) 受付期間 平成 19 年 1 月 15 日 (月) から平成 19 年 1 月 19 日 (金) までの午前 8 時 30 分から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時 15 分まで

(2) 受付場所

ア 県内に居住し、または就業している者は、その区域を所管する次の機関に提出すること。

南部振興局 (草津市草津三丁目 14 - 75)

南部振興局甲賀県事務所 (甲賀市水口町水口 6200)

東近江地域振興局 (東近江市八日市緑町 8 - 22)

湖東地域振興局 (彦根市和田町 41)

湖北地域振興局 (長浜市平方町 1152 - 2)

高島県事務所 (高島市今津町今津 448 - 45)

大津健康福祉センター (大津市におの浜四丁目 4 - 5)

イ ア以外の者は、滋賀県県民文化生活部生活衛生課食の安全推進室 (大津市京町四丁目 1 - 1) に提出すること。

(3) 提出方法 原則として、受験者本人が、直接受付場所へ提出すること。郵送による受付は、行わない。

5 提出書類

- (1) 受験願書 1 部
 - (2) 調理師法第 3 条第 1 項の調理師の免許を受けていることを証する書類 1 部
 - (3) 写真 1 葉 (出願前 6 月以内に撮影した脱帽、上半身前向きで、縦 5 センチメートル、横 5 センチメートルの大きさの写真で、裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの)
 - (4) 受験票用はがき 1 通
- 6 試験手数料
- (1) 6,400 円 (滋賀県収入証紙による。)
 - (2) 実技試験 (ふぐの処理技術) に使用する材料 (ふぐ) の代金は、受験者の負担とし、第 2 日目の試験当日に持参すること。材料 (ふぐ) の代金は、受験票に記載する。
- 7 合格発表 平成 19 年 3 月 14 日 (水) 午前 10 時に県庁前掲示板、振興局、地域振興局および県事務所の行政情報コーナーおよび地域健康福祉部掲示板、大津健康福祉センター掲示板ならびに滋賀県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者に通知する。
- なお、電話による問い合わせには、一切応じない。
- 8 試験結果の開示 滋賀県個人情報保護条例 (平成 7 年 滋賀県条例第 8 号) 第 25 条第 1 項の規定に基づく口頭による試験結果の開示請求は、次に定めるところにより行うことができる。
- (1) 期間 平成 19 年 3 月 14 日 (水) から平成 19 年 4 月 13 日 (金) まで (土曜日、日曜日および祝日を除く。)
 - (2) 時間 午前 8 時 30 分から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時 15 分まで (平成 19 年 3 月 14 日 (水) は、午前 10 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時 15 分まで)
 - (3) 場所 滋賀県県民文化生活部生活衛生課食の安全推進室 (大津市京町四丁目 1 - 1)
 - (4) 持参するもの 平成 18 年度ふぐ調理師試験受験票
 - (5) 開示する内容 学科試験の科目別得点および実技試験の科目別得点
 - (6) その他
 - ア 開示請求できる試験結果は、本人のものに限る。
 - イ 電話による問い合わせには、一切応じない。
- 9 問い合わせ先
- 南部振興局地域健康福祉部健康衛生課 (TEL 077 - 562 - 3614)
- 南部振興局甲賀県事務所地域健康福祉部健康衛生課 (TEL 0748 - 63 - 6147)
- 東近江地域振興局地域健康福祉部健康衛生課 (TEL 0748 - 22 - 1309)
- 湖東地域振興局地域健康福祉部健康衛生課 (TEL 0749 - 21 - 0284)
- 湖北地域振興局地域健康福祉部健康衛生課 (TEL 0749 - 65 - 6663)
- 高島県事務所地域健康福祉部健康衛生課 (TEL 0740 - 22 - 2526)
- 大津健康福祉センター健康衛生課 (TEL 077 - 522 - 7228)
- 滋賀県県民文化生活部生活衛生課食の安全推進室 (TEL 077 - 528 - 3643)

株式会社レックスホースパーク (仮称) 信楽ホースパーク建設事業に係る環境影響評価実施計画書に対する知事の意見の公告

株式会社レックスホースパーク代表取締役宮川欣一から送付のあった (仮称) 信楽ホースパーク建設事業に係る環境影響評価実施計画書について、滋賀県環境影響評価条例 (平成 10 年 滋賀県条例第 40 号) 第 9 条第 1 項の規定に基づき、事業者に対して環境の保全の見地からの意見を平成 18 年 10 月 4 日に述べたので、同条第 6 項の規定により公告する。

平成 18 年 10 月 11 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

本事業に係る環境影響評価実施計画書について、環境保全の見地からの意見は、次のとおりである。

(全般的事項)

- 1 準備書においては、各環境要素における影響を評価するための予測手法について、採用した調査項目、調査方法および調査地点が妥当なものであることを明らかにすること。

(大気質)
- 2 事業予定地の現況は森林で、伐採すべき樹木が多いことから、粉じん予測については、工事中における重機の稼働および工事車両の走行に加えて、樹木を伐採し、土地を改変することによる影響を予測し、評価すること。
- 3 環境調査については、山谷風等の風の強い時期を考慮して実施し、影響を予測し、評価すること。

(騒音および振動)

4 施設供用後の関係車両の運行計画を明らかにした上で、通行量が最大となる時期における影響を予測し、評価すること。

5 事業者が事業予定地までの県道の拡幅工事を実施する場合は、拡幅計画を明記するとともに、工事による影響を予測し、評価すること。

(悪臭)

6 馬ふん・敷きわらの保管計画および搬出時における環境対策を明らかにした上で、臭気による影響を予測し、評価すること。

(水象および水質)

7 事業予定地下流には上水道の水源となっている浅井戸が複数存在し、クリプトスポリジウム等原虫の汚染を受けやすいと考えられるため、水道施設への影響を予測し、評価すること。

8 馬洗い用水の排水については、類似施設の排水検査結果などを踏まえて、排水の処理方法を検討すること。

9 生活排水は、合併浄化槽で処理する計画であるが、下流河川への環境影響を考慮して、窒素およびリンを含めた自主管理目標値を明らかにすること。

10 調整池については、排水路計画を検討した上で、設置場所・形状・容量を既存雨量データを基に具体的に取りまとめること。

11 工事中の濁水については、工事予定期間が短いことから、集中豪雨時等の濁水対策を明らかにした上で排水計画を作成し、影響の予測および評価を行うこと。

(地下水)

12 生活用水、馬洗い用水、観光客の用水、緑地散水用水等に係る給水計画について、詳細に記載すること。

13 地下水のくみ上げが困難な場合を想定し、対応を検討すること。

14 地下水の調査は、事業予定地最下流部に地下水観測井の設置を検討の上、実施すること。

(動物および植物)

15 生物については、「滋賀県で大切にすべき野生生物 (2005 年版)」を参考に評価すること。

16 事業予定地周辺では、クマタカ、オオタカ等の猛禽類^{きん}の分布が確認されていると実施計画書に記載があることから、これらの生息状況を調査して予測し、評価すること。

17 「伊賀信楽線道路調査業務委託報告書 (平成 10 年 3 月水口土木事務所)」では、事業予定地の東側にある河合川本流および支流でオオサンショウウオの生息が確認されている。また、事業予定地周辺でヒメコヌカグサ等の重要種が多数確認されていることから、本報告書を参考として動植物の環境調査を実施すること。

18 事業予定地では、湿地性の植物が確認される可能性があるため、植物調査ルート選定の際考慮すること。また、希少種やその集水域についての調査結果を造成計画に反映すること。

(景観)

19 景観については、環境配慮の観点を明らかにし、フォトモンタージュなどを用いて評価を行うこと。

(廃棄物)

20 樹木の伐採については、伐採量を推定して伐採計画を作成するとともに、伐採樹木の処理 (利用) 方法を検討して処理計画を作成すること。

21 施設の供用に伴う廃棄物について、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の排出量を推定し、有効利用を含めた処理計画を作成すること。

(文化財および伝承文化)

22 事業予定地周辺には中世から近世の窯跡群が確認されていることから、事前に甲賀市教育委員会と協議し、環境調査の早い段階で文化財および伝承文化の調査を実施すること。

(その他)

23 計画段階で考慮した環境保全対策と環境影響評価の結果必要となった環境保全対策との区別を明確にすること。

基本測量実施公告

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 14 条第 1 項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

平成 18 年 10 月 11 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 作業の種類 基本測量 (ジオイド測量)

- 2 作業の地域 高島市
- 3 作業の期間 平成 18 年 10 月 23 日から平成 19 年 3 月 16 日まで

 宅地建物取引業者に係る確知公告

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法 (昭和 27 年法律第 176 号) 第 67 条第 1 項の規定により公告する。

なお、この公告の日から 30 日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業法 第 67 条第 1 項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成 18 年 10 月 11 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 商号 広輝産業有限会社
- 2 代表者氏名 橋部廣宣
- 3 主たる事務所の所在地 守山市下之郷町 218 番地 1
- 4 免許証番号 滋賀県知事 (2) 第 2621 号
- 5 免許年月日 平成 15 年 4 月 28 日

振 興 局 等 告 示

滋賀県南部振興局告示第 71 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の指定居宅サービス事業者および同法 第 53 条第 1 項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から事業所の名称変更の届出があった。

平成 18 年 10 月 11 日

滋賀県南部振興局長 沢 井 進 一

事業所の旧名称	事業所の新名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	サービスの種類	介護保険事業所番号	変更年月日
公立甲賀病院組合居宅サービス事業所	公立甲賀病院訪問リハビリテーション事業所	甲賀市水口町鹿深 3 番 39 号	公立甲賀病院組合管理者 谷畑英吾	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	2511400067	平成 18.10. 1

 滋賀県南部振興局告示第 72 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 53 条第 1 項の指定介護予防事業者として、次の者を指定した。

平成 18 年 10 月 11 日

滋賀県南部振興局長 沢 井 進 一

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
あやは訪問介護事業所草津	草津市西渋川一丁目 17 - 25 綾羽厚生年金基金 会館内	綾羽株式会社 代表取締役 河本英典	大阪府大阪市中央区南本町三丁目 6 - 14	介護予防訪問介護	平成 18.10. 1	2570600193
有限会社青い鳥コミュニティーヘルパーステーション青い鳥	草津市追分町 608 - 17	有限会社青い鳥コミュニティー 代表取締役 本田早美	草津市追分町 608 番地の 17	介護予防訪問介護	平成 18.10. 1	2570600268

振 興 局 等 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法 (昭和 43 年 法律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成 18 年 10 月 11 日

滋賀県南部振興局長 沢 井 進 一

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市松原町 18 番 16 号 レークハイツ瀬田 606 寺井弘和	甲賀市甲南町杉谷字上川原 930 番 1	389.48 m ²	平成 18. 10. 2	000294
甲賀市水口町北脇 1569 番地 早川慎一	甲賀市水口町北脇字花池 1560 番 7、1562 番 3	335.66 m ²	平成 18. 10. 3	000295
甲賀市甲南町新治 1310 番地 山脇信雄	甲賀市甲南町新治字大明 2060 番	1,082.99 m ²	平成 18. 10. 3	000296

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法 (昭和 43 年 法律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成 18 年 10 月 11 日

滋賀県東近江地域振興局長 古 川 太 郎

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市美空町 1 番 6 - 406 号 びわ湖美空団地 小早川展久	蒲生郡安土町大字下豊浦字辨天 7940 - 6	154.95 m ²	平成 18. 10. 2	000445

雑 報

環境影響評価事後調査報告書の縦覧公告

滋賀県環境影響評価条例 (平成 10 年 滋賀県条例 第 40 号) 第 32 条 第 2 項の規定に基づき、クリーンセンター滋賀設置事業に係る環境影響評価事後調査報告書を作成し、滋賀県知事および甲賀市長に送付しましたので、同条 第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、当該環境影響評価事後調査報告書を縦覧します。

平成 18 年 10 月 11 日

- 1 公告する事業者 財団法人滋賀県環境事業公社 理事長 嘉田由紀子
- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 財団法人滋賀県環境事業公社 理事長 嘉田由紀子
〒 520 - 0807 大津市松本一丁目 2 番 1 号
- 3 対象事業の名称等
 - (1) 名称 クリーンセンター滋賀設置事業
 - (2) 種類 廃棄物最終処分場

- (3) 規模 事業区域 23.8ヘクター
- 4 対象事業を実施した区域 滋賀県甲賀市甲賀町神
 - 5 事後調査の実施期間 平成 17 年 4 月から平成 18 年 3 月まで
 - 6 環境影響評価事後調査報告書の縦覧場所
滋賀県政策調整部広報課県民情報室 (大津市京町四丁目 1 - 1)
滋賀県南部振興局甲賀県事務所環境農政部環境課 (甲賀市水口町水口 6200)
甲賀市市民環境部環境課 (甲賀市水口町水口 6053)
甲賀市甲賀支所 (甲賀市甲賀町相模 173 - 1)
甲賀市土山支所 (甲賀市土山町北土山 1715)
財団法人滋賀県環境事業公社本社 (大津市松本一丁目 2 番 1 号)
財団法人滋賀県環境事業公社甲賀支社 (甲賀市甲賀町大原市場 744)
 - 7 環境影響評価事後調査報告書の縦覧の期間および時間 平成 18 年 10 月 11 日から平成 18 年 11 月 10 日までの各縦覧場所における執務時間内
 - 8 この公告で示した事項に係る問い合わせ先 財団法人滋賀県環境事業公社甲賀支社 電話 0748 - 88 - 9191 担当 成宮・村地